



WLB (ワークライフバランス) → 「仕事と生活の調和」 仕事と私生活のバランスの取れた働き方を目指しましょう♪

♡1年目の主な活動報告



①WLBを立ち上げ定期的に会議を行っています
毎月第2木曜日16時から

★2/3本部で1年目の取り組みを
発表してきました
発表者は4Fの坂本看護師です



働きやすい職場にするために皆さんの
アイデアをお聞かせ下さい。

②就業規則の周知アンケート調査を元に
事務長からの説明会

参加人数:55名 アンケート回収率:83.6%

※就業規則に関する具体的質問への解答用紙が
各部署に配布されています

※個人的に事務長室に行つての質問も快く受けてくれます



③誕生日休暇の取得開始

♡誕生日に希望の日1日

♡有給休暇届けを出して下さい

♡自分のためのお休みです。

リフレッシュして下さい

予定が入ってない
休みだったからゆっ
くりすごせた。
リフレッシュできた

ただの休み
として終わっ
てしまった

あっという
間に終
わった

休みがもらえた
ので良かった



職員が利用できる各種休暇制度

<有給休暇について>

- ・正職員 20日/年(12月15日切替)
(入職6ヶ月10日~6年で20日)
- ・未消化有給休暇は最大20日まで
翌年へ繰り越し出来ます
- * 平日の半日有給休暇もとれます
パート勤務者は労働日数・勤務
年数により異なります
就業規則P12 第40条参照

<特別休暇について>

- ①結婚する時 (本人5日・子女2日)
- ②配偶者の出産時 (2日)
- ③親族の死亡
(配偶者5日、子・父母5日、祖父母・兄
弟姉妹3日、配偶者の父母3日)
- ④生理休暇
- ⑤看護休暇
(就業前子ども1人の場合1年間に5日
2人以上10日)

3年後のゴールに向けての目標

1 WLB委員会立ち上げ→目標達成し活動中

2 就業規則の周知

3 有給休暇取得のできる環境づくり

<介護休暇(短期)>

- ・1年間に対象者
1人の場合:5日間
2人以上の場合:10日間
- * 希望する場合、書類に必要
事項を記入して、部署責任
者経由で病院に提出
給料の支給有り

<介護休業(長期)>

- ・1年間に最長93日
- * 介護休暇同様書類提出
給料の支給なし

* 制度によっては適用されない
場合もありますのでご確認下さい!